山梨市三富基幹集落センター使用料の改正について(お知らせ)

令和年10月1日に、消費税率が現行の8パーセントから10パーセントに引き上げられることに伴い 三富基幹集落センターの使用料が改正されます。

消費税率の引上げは、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目的に行うものですので、皆様のご理解をお願いいたします。

・具体的な計算方法

現在の使用料を1.08で除して小数点以下切上げしたもの(原価・本体価格)に、1.1を乗じたものを10円未満切り捨てする。

【根拠法令】

- ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律
- ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律

【改正後料金表】

〇山梨市三富基幹集落センター設置及び管理条例

別表(第7条関係)【改】

単位:円

				<u></u>	
名 称	利用時間等	市内使用料	冬季増分	冬季使用料	備 考
集会室	9時~12時	2, 200	440	,	
	13時~17時	4, 180	830	5, 010	2 冬季2割増
	18時~22時	5, 130	1, 020		
	9時~22時	9, 000	1, 800	10, 800	2 体田料の短に10円土
和室(大)	9時~12時	300	60	360	3 使用料の額に10円未満の端数が生じたとき
	13時~17時	410	80	490	は、その端数を切り捨
	18時~22時	520	100	620	てるものとする。
	9時~22時	1, 240	240	1, 480	
和室(小)	9時~12時	300	60	360	
	13時~17時	410	80	490	
	18時~22時	520	100	620	
	9時~22時	1, 240	240	1, 480	
研修室	9時~12時	300	60	360	
	13時~17時	410	80	490	
	18時~22時	520	100	620	
	9時~22時	1, 240	240	1, 480	
生活改善実習室	9時~12時	460	90	550	
	13時~17時	930	180	1, 110	
	18時~22時	1, 030	200	1, 230	
	9時~22時	1, 980	390	2, 370	

【改正後料金表(5割減額)】

〇山梨市三富基幹集落センター設置及び管理条例 別表(第7条関係)【改】

単位:円

名 称	利用時間等	市内使用料	5割減使用料	冬季増分	5割減冬季使用料	備考
集会室	9時~12時	2, 200	1, 100	220	1, 320	1 市外者5割増
	13時~17時	4, 180	2, 090	410	2, 500	2 冬季2割増
	18時~22時	5, 130	2, 560	510		(11月から3月
	9時~22時	9, 000	4, 500	900	5, 400	まで)
和室(大)	9時~12時	300	150	30	180	3 使用料の額に
	13時~17時	410	200	40	240	10円未満の端数
	18時~22時	520	260	50	310	が生じたとき は、その端数を
	9時~22時	1, 240	620	120	740	切り捨てるもの
和室(小)	9時~12時	300	150	30	180	とする。
	13時~17時	410	200	40	240	
	18時~22時	520	260	50	310	
	9時~22時	1, 240	620	120	740	
研修室	9時~12時	300	150	30	180	
	13時~17時	410	200	40	240	
	18時~22時	520	260	50	310	
	9時~22時	1, 240	620	120	740	
生活改善実習室	9時~12時	460	230	40	270	
	13時~17時	930	460	90	550	
	18時~22時	1, 030	510	100	610	
	9時~22時	1, 980	990	190	1, 180	